

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年1月18日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆ 免除保険料率の見直し及びそれに伴う財政運営基準の改正等について ◆

平成22年1月15日付で、『「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について』（平成22年1月15日 年発第0115第1号）及び『「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」の一部改正について』（平成22年1月15日 年企発0115第1号）が発出されました。

これにより、パブリックコメント募集手続きの行われていた「代行保険料率の算定に関する取扱い」及び「掛金計算における基本プラスアルファ部分と代行部分の分離」等に関する改正が行われました。

### 【通知の主な項目】

- 厚生年金基金規則の一部を改正する省令等の施行に伴う代行保険料率の算定について
- 「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」の一部改正
- 「厚生年金基金の財政運営について」（次頁以降の説明で「財政運営基準」という。）の一部改正
- 「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて」（次頁以降の説明で「決算通知」という。）の一部改正
- 「厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について」（次頁以降の説明で「資産分割通知」という。）の一部改正
- 「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」（次頁以降の説明で「設立、合併・分割通知」という。）の一部改正

### 【関連するパブリックコメント募集内容】

- 平成21年7月15日付「厚生年金基金の財政運営基準について」の改正案
- 平成21年10月14日付「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」の一部改正等について（案）

別紙のとおり概要をまとめましたのでご参照ください。



## 【通知の概要】

今回の通知の主な事項は以下のとおりです。

### 1. 代行保険料率算定関係

- (1) 厚生年金本体の財政検証に伴い全ての基金において代行保険料率を算定することとなったが、この算定基準日は、原則として平成21年3月31日とすること。(新免除保険料率の適用は平成22年4月から)
- (2) 代行保険料率の算定に使用する予定利率は年4.1%とし、予定死亡率は改正後の新死亡率を用いること。
- (3) 免除保険料率は、一定の条件を満たす場合には、変更前の代行保険料率に基づき決定する経過措置を定めること。
- (4) 代行保険料率算定届出書の提出期限を平成22年1月末日とすること。  
(届出書の提出に際し、代議員会の議決や承認は不要。但し、事業主や加入者等への結果の周知に特段の配慮が必要。)
- (5) 平成21年3月31日基準の財政再計算報告書の提出期限は平成22年2月末日とすること。

### 2. 財政運営基準の改正関係

- (1) 基本部分の掛金計算における基本プラスアルファ部分と代行部分の分離

ア. 基本部分規約上標準掛金率は、以下の①と②の合計とすること。

① 代行部分の規約上掛金率

免除保険料率とする。

② 基本プラスアルファ部分の規約上掛金率

基本プラスアルファ部分単独で掛金率計算を行う。

イ. 基本部分規約上特別掛金率は、以下の①と②の合計とすること。

① 代行部分の予定利率を前提として、代行部分の未償却過去勤務債務を予定償却期間で償却する掛金率。

代行部分の未償却過去勤務債務＝最低責任準備金(継続基準)－代行部分の資産

② 基本プラスアルファ部分の予定利率を前提として、基本プラスアルファ部分の未償却過去勤務債務を予定償却期間で償却する掛金率。

なお、規約上掛金率は、原則として数理上掛金率を四捨五入して千分率で定める。ただし、このように算定した基本プラスアルファ部分の規約上標準掛金率が0となる場合は、数理上掛金率を万分率で切り上げることもできる。

- (2) 代行部分の予定利率

代行部分の予定利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の長期的期待収益率を勘案して決定すること。

- (3) 数理債務等を計算する時に使用する掛金率

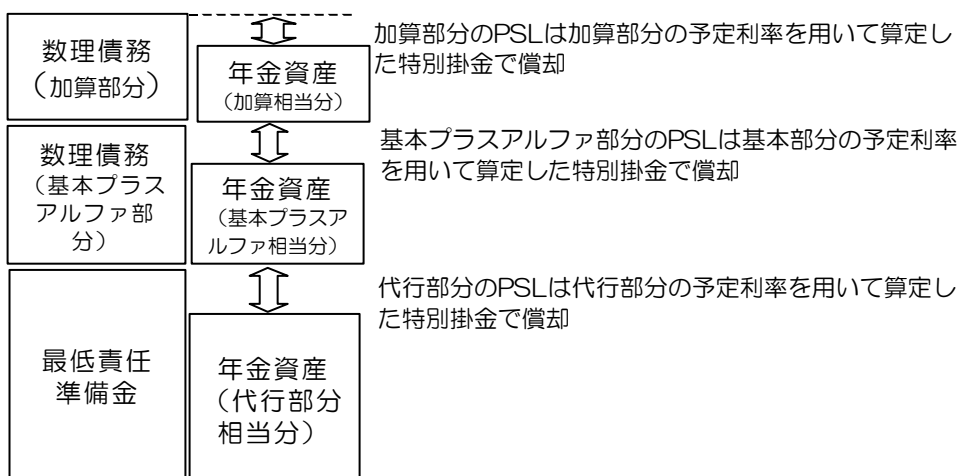
数理上掛金率と規約上掛金率の小さい方を使用する。

なお、数理上掛金を切り上げて規約上掛金としている場合は、規約上掛金を用いることも可能。



(4) 年金資産の配分方法

代行部分と基本プラスアルファ部分への年金資産の配分方法は、現行の基本部分と加算部分への資産の配分に準じて合理的に決定する。



(5) 勘定科目の見直し等

ア. 最低責任準備金（継続基準）の新設と責任準備金の定義変更

最低責任準備金（継続基準）

＝最低責任準備金＋最低責任準備金調整加算額－最低責任準備金調整控除額

（二期ズレ解消後の最低責任準備金）

責任準備金＝最低責任準備金（継続基準）＋数理債務＋資産評価調整控除額

－資産評価調整加算額－未償却過去勤務債務

（※）責任準備金の下限は、最低責任準備金（継続基準）となります。

資産評価調整加算額	資産評価調整控除額	
責任準備金	数理債務	最低責任準備金
	最低責任準備金 (継続基準)	
未償却過去勤務債務残高	最低責任準備金 調整控除額	

（注）最低責任準備金調整控除額が計上される場合



イ. 最低責任準備金調整額（次表※1）

最低責任準備金調整加算額と最低責任準備金調整控除額の貸借対照表への表示方法は次のとおり。

- ・ 最低責任準備金調整加算額が計上される場合、貸借対照表の負債勘定に「最低責任準備金調整額」としてプラス計上する。
- ・ 最低責任準備金調整控除額が計上される場合、貸借対照表の負債勘定に「最低責任準備金調整額」としてマイナス計上する。

ウ. 資産評価調整額（次表※2）

資産の数理的評価を行う場合に計上される資産評価調整加算額と資産評価調整控除額の貸借対照表への表示方法が次のとおり変更となる。

- ・ 資産評価調整加算額が計上される場合、貸借対照表の資産勘定に「資産評価調整額」としてプラス計上する。
- ・ 資産評価調整控除額が計上される場合、貸借対照表の資産勘定に「資産評価調整額」としてマイナス計上する。

貸借対照表の概要

純資産（資産）	純資産（負債）
資産評価調整額（※2）	給付債務
未償却過去勤務債務残高等	└─ 数理債務
	└─ 最低責任準備金（継続基準）
	└─ 最低責任準備金
	└─ 最低責任準備金調整額（※1）
基本金（不足金）	基本金（剰余金）

(6) 積立上限額

積立上限額の財政検証を行う際に使用する代行部分の総給付現価、免除保険料率収入現価、政府負担金現価の計算基礎率には、代行保険料率の算定で用いた基礎率を使用する。なお、過去期間代行給付現価が代行部分の給付現価（※）を上回らないと判断した場合には、代行部分の給付現価を過去期間代行給付現価で置き換えることができる。

$$\begin{aligned}
 (\text{※}) \text{ 代行部分の給付現価} &= \text{代行部分の総給付現価} - \text{免除保険料率の収入現価} \\
 &\quad - \text{政府負担金現価}
 \end{aligned}$$

(7) その他

① 予定死亡率の変更

今回の厚生年金本体の財政検証に準拠したものとする。

② 数理書類の様式も上記改正に併せて適宜改正する。

③ 数理債務の定義等、関連する項目の基準を変更する。

④ 回復計画作成時の最低責任準備金の将来予測に用いる利率の下限を変更する。

⑤ 掛金見直しが必要の場合に提出する変更計算報告書の提出期限を、該当した日から11か月以内に延長する。



#### (8) 適用時期

基本部分の掛金計算における基本プラスアルファ部分と代行部分の分離は、財政計算については平成22年3月31日以降を基準日とするものから適用し、財政決算については当該計算の直後に行われるものから適用する。

ただし、平成24年3月31日以前を基準日とする財政計算は改正前の財政運営基準を用いることができる。

#### 3. 「決算通知」、「資産分割通知」、「設立、合併・分割通知」の改正関係

勘定科目の変更に伴う見直しが行われたもの。

適用時期：

- ・ 決算通知：平成22年3月31日以降を基準とするものから適用。  
ただし、決算通知のうち、代行部分と基本プラスアルファ部分の掛金分離に伴うものは、改正後の財政運営基準の適用後に適用する。
- ・ 資産分割通知：平成21年10月1日以降を分割日とするものから適用。  
ただし、資産分割通知のうち、継続基準による資産の分割に伴うものは、改正後の財政運営基準の適用後に適用する。
- ・ 設立、合併・分割通知：平成21年10月1日以降を設立日等とするものから適用。

以上

